

県営住宅等条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年5月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第40号

県営住宅等条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

県営住宅等条例の一部を改正する条例（平成29年岩手県条例第37号）の施行期日は、平成30年5月25日とする。